

## 試験輸出に取り組む生産者支援事業業務委託の質問と回答について

番号	質問	回答
1	(プロポーザル実施要領) プレゼンテーションはオンライン開催する可能性はあるか？	新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、オンラインによる開催の可能性があります。
2	仕様書4(1) 事業説明会は1回の開催という想定でよいか？	参加希望者の都合や参加者数により、同内容の説明会を複数回開催すること可能性があります。ただし、2日を上限とします。
3	仕様書4(1) 事業説明会の事業参加者数は最大どれくらいになる見込みか？	事業参加者数については、20名程度を見込んでおります。
4	仕様書4(1) 事業説明会に参画する事業者の想定は、「県産農畜産物ないし加工品の輸出に関心はあるがこれまでに実績がない、もしくは継続的な取引がない、ないし実績があったとしても販売先の商社等が対応しているほとんど輸出の実務に関与したことがない事業者」という想定でよいか？	ご意見のとおりです。
5	仕様書4(2) 行動計画の決定のための個別面談の対象となる事業者数は最大でどれくらいになる見込みか？特に想定がない場合、予算も踏まえて当方で定員を設定することでよいか？	事業参加者数を20名程度見込んでおりますので、個別面談者数も同程度になる見込みです。
6	仕様書4(2) 行動計画の決定のための個別面談の会場については事業者との調整の上でオンラインでの実施や相手方事務所等で実施することでも支障はないか？	支障ございません。 いずれの場合であっても、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に努めるよう願います。
7	仕様書4(2) 行動計画の決定のための個別面談には貴県ご担当者が必ず同席される認識でよいか？	原則、同席を予定しています。ただし、同じ時間帯に多数の事業参加者と面談が重なった場合などは、その限りではありません。
8	仕様書4(2) 行動計画の決定のための個別面談を通じた事業参加者決定に際し、グループでの参画を認めるとあるが、その調整については当社が輸出品目や輸出希望国等を踏まえ、積極的に働きかけて支障はないか？	支障ございません。 事業参加者が希望し、かつ、ロットを確保するためなどによる組織化は有効と考えます。
9	仕様書4(3) 輸出開始に向けた支援の中で派遣するアドバイザーについてはお客様のご意向を踏まえて当社側で最適な方を割り当てる、という考え方(原則としてお客様に選択権はないという意味)で支障はないか？	事業参加者の意向に沿う最適なアドバイザーを、委託事業者で選定いただきますようお願いいたします。

10	仕様書4(3) 輸出開始に向けた支援の中で派遣するアドバイザーは複数の事業者ないし事業者グループを兼任しても支障ないか？	事業参加者の意向に沿う最適なアドバイザーであれば、専任に限るものではありません。
11	仕様書4(4) 輸出事業者やバイヤーとの商談とは、どういう状態を想定しているか？(例として輸出事業者やバイヤーが事業参加者と直接ないしオンライン面会で商談を実施すること／日本国内又は海外で開催の商談会に事業参加者が出席又は出展してバイヤー等と商談すること 等)	<p>事業参加者の意向に沿うような進め方で対応願います。</p> <p>想定例</p> <p>1 輸出事業者又はバイヤーと事業参加者が面談を実施し、アドバイザーや通訳が同席。オンラインの場合は、事前にサンプル輸送し事業参加者と現地バイヤーの商談にアドバイザーや通訳が参加。</p> <p>2 国内外の商談会に参加する場合は、アドバイザーや通訳を同席させて商談する。</p> <p>などを想定しております。</p> <p>いずれの場合も、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に努めるよう願います。</p>
12	仕様書4(5) 試験輸出に向けた支援において「商談中」や「商談が成立」という表現があるが、これはどういう状態を想定しているのか？(例として、具体的な取引条件の折衝や見積もりのやり取りが発生した(契約自体は未決)／契約書ないし注文書を取り交わして実際に輸出手続きを開始する直前 等)	ご意見にある例のような想定です。
13	仕様書4(6) フォローアップにおいて「商談後」という表現があるが、これはどういう状態を想定しているのか？(例として、契約を終えて実際に商品を相手先に届け、入金確認した後 等)	商取引の完了後を想定しており、成約に至るまでの期間を含むものと考えます。
14	仕様書4(4)～(6)それぞれについて、目標としている件数があれば教えてほしい。また、仮に目標数をそれぞれ上回ることによって事業費を超える費用が発生する場合、それ以上は別途ご負担を事業者ないし貴県にしていたくかたちでご提案することで支障はないか？なお、追加のご負担が認められない場合に当社側でお断りすることができる認識でよいか？	<p>目標件数はございません。</p> <p>事業参加者数は20名程度を見込んでおり、各事業参加者の進捗状況も様々であると想定しております。</p> <p>事業を実施する中で、最大の効果が得られるよう努めるよう、ご提案において、何回程度実施可能かについて提示下さい。</p>
15	事業期間内に完結しない商談についての対応責任はどのように考えるか、貴県のお考えをご教授頂きたい。	可能な限り契約期間内に商談が完了できるよう調整願います。

16	<p>行動計画の決定のための個別面談段階で事業期間内に商談が成立（ここでは「契約書ないし注文書を取り交わして実際に輸出手続きを開始する直前」という意味）するのは困難な事案も輸出開始に向けた支援の対象となるお考えか？</p>	<p>各事業参加者の進捗状況は様々であると想定しております。</p> <p>可能な限り輸出ができるように支援願いますが、結果として、輸出事業者やバイヤーとの商談ステージに至らないまでの取り組みとなっても支援の対象と考えます。</p>
17	<p>アドバイザー派遣して諸々、計画を詰めたものの、結果的に商談ステージには至らない判断になることも考えられるが、その数によって事業費の変動は発生するのか？その場合の考え方を教えてほしい。</p>	<p>各事業参加者の進捗状況は様々であると想定しております。</p> <p>輸出事業者やバイヤーとの商談ステージにある事業参加者については、1回以上商談実施を願います。</p> <p>全ての事業参加者がいずれも商談ステージに至らない場合、協議の上、契約金額を変更することもあります。</p>
18	<p>『仕様書』「4 委託業務内容」(1)事業説明会 のア「参加者」(農畜産物輸出に関心があり、当事業への参加を希望する県内の生産者)は、栃木県が指定するものでしょうか。(参加者のリスト作成などは業務内容に含まれていないため)</p>	<p>ご意見のとおりです。</p>
19	<p>『仕様書』「4 委託業務内容」(1)事業説明会 エ「内容」(ア) 当事業の内容、参加条件等をわかりやすく説明すること、にある「参加条件」は栃木県が事前に指定するものでしょうか、もしくは協議するものでしょうか。</p>	<p>参加条件については、栃木県がお示しします。</p>
20	<p>『仕様書』「3 委託業務の実施場所」に「日本国内及び海外」とありますが、国内各地または海外へ出張が発生する可能性があるのでしょうか。また、基本的に栃木県や事業参加者との会議や対話での支援(メール以外など)をする場合は対面での実施となりますでしょうか。適宜オンライン会議ツール(Zoomなど)を使用して会議・支援を実施することも可能でしょうか。</p>	<p>輸出事業者やバイヤーとの商談においては、国内外へ出張する可能性があるものと考えます。</p> <p>最大の効果が得られるよう、専門家の派遣や商談を対面又は非対面(オンライン会議ツール等)により実施するよう願います。</p> <p>いずれの場合であっても、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に努めるよう願います。</p>
21	<p>20にて出張が発生する場合、新型コロナウイルス感染拡大により現在は移動が制限されている地域もございますが、本事業での出張・移動に関する指針などがあれば教えてください。</p>	<p>緊急事態宣言などにより、移動が制限される地域からの出張や移動は控えてください。</p>
22	<p>『仕様書』「4 委託業務内容」(2)行動計画の決定のための個別面談 エ 内容 (ウ)における「事業参加者」とは「4 委託業務内容」(1)</p>	<p>原則、説明会に参加し本事業へ参加することを意思決定した事業者です。</p> <p>ただし、日程の都合などで説明会へ参加できな</p>

	<p>のアにて説明会に参加した事業者のことを指すのでしょうか。もしくは、栃木県が説明会参加者とは別に選定された事業参加者を指すのでしょうか。</p>	<p>くても本事業へ参加する意思決定をした事業者も含まれます。</p>
23	<p>事業参加者（グループ）に定員はございますでしょうか。定員がない場合、何名（何グループ）の事業参加者を想定されているのでしょうか。</p>	<p>事業参加者数については、20名程度を見込んでおります。</p>
24	<p>本事業に参加する事業参加者は栃木県が決定されるのでしょうか。 その場合は、『仕様書』「4 委託業務内容」のおけるどの段階で決定されているのかご教示ください。また、決定された事業参加者は年度内に増減（新規参加、途中辞退など）することはありますでしょうか。</p>	<p>原則、説明会に参加し本事業へ参加することを意思決定した事業者です。 ただし、日程の都合などで説明会へ参加できなくても本事業へ参加する意思決定をした事業者が新規で参加することは妨げません。</p>
25	<p>『実施要領』「3 参加資格」（４）にて、「農産物輸出に係る専門的な知識を有し、生産者に対するアドバイスや販路開拓支援を実施した実績があること。」とありますが、この要件を満たすのが再委託先（契約書上の丙など）である場合でも、本事業への応募は可能でしょうか。</p>	<p>参加資格における「農産物輸出に係る専門的な知識を有し、生産者に対するアドバイスや販路開拓支援を実施した実績があること。」に関しては、本事業の根幹に関わる要件です。 例として「生産者の課題解決のために専門家へ委託（課題抽出、専門家の選定、調整は委託事業者が行う）」は可能ですが「農産物輸出に係る専門的な知識を有し、生産者に対するアドバイスや販路開拓を支援する業務」全体を第三者へ委託することは認められません。</p>